



【素案】

第4次

深川市障がい者計画

【令和6年度～令和11年度】

令和6年4月
深川市

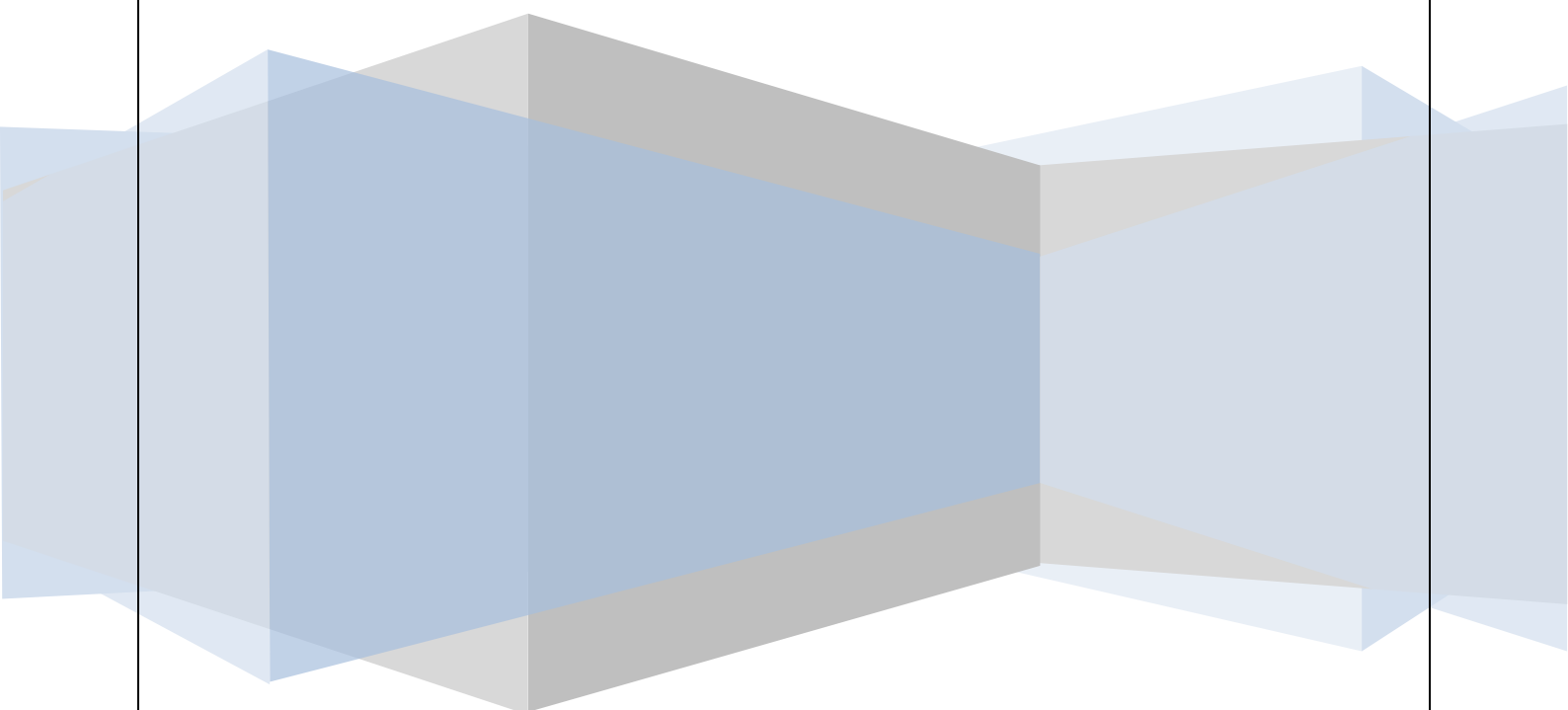


目次

第1章	計画の基本	1
1	計画策定の趣旨	
2	計画の性格及び位置付け	
3	計画の期間	
4	計画の対象（障がいのある人の範囲）	
5	本計画とSDGsの関係	
6	計画の策定体制	
7	施策の体系	
第2章	障がいのある人の状況	7
第3章	施策の方向と主要施策	
第1節	地域で生活できる環境づくり	
I	生活支援	13
1	相談支援体制の充実	
2	障がい福祉サービスの充実	
3	人材の育成と確保	
II	保健・医療	16
1	障がいの原因となる疾病等の予防	
2	適切な保健・医療の提供	
3	精神保健施策の充実	
第2節	自立と社会参加の促進	
III	療育・教育	19
1	療育の充実	
2	学校教育の充実	
IV	就労支援	23
1	雇用の促進	
2	福祉的就労の場の確保	
V	社会参加	26
1	社会参加の促進	
2	スポーツ・文化活動の振興及び生涯学習機会の充実	

第3節	バリアフリーの促進	
VI	権利擁護の推進	29
1	権利擁護・理解の推進	
2	地域福祉活動の推進	
VII	生活環境	32
1	バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり	
2	防災・防犯対策の推進	
VIII	情報・コミュニケーション	35
1	コミュニケーション支援の充実	
第4章	計画の推進	38
1	計画の周知と推進体制	
2	国・道及び近隣市町との連携	
3	計画の進行管理	
	用語の解説	39

第1章 計画の基本



1 計画策定の趣旨

深川市では、障がい者を取り巻く社会環境の変化、障がい者の自立意識の高まりや障がいの重度化・重複化に伴うニーズの多様化、将来に向けての自立と参加の促進を図るため平成26年3月に、平成26年度から平成35年度までの「第3次深川市障がい者計画」を策定し、この計画に基づいて障がい者施策を推進してきました。

平成26年2月、日本は、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を批准し、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、障がい者を取り巻く状況が変化してきました。

その後も、平成30年には「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」、令和元年には「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」、令和2年度には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」、「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法改正）」、令和4年には障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進する「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」を施行するなど、障がい者に関する法整備が進められてきました。令和5年には、障がい者が地域で生活するために必要な支援体制の充実、多様なニーズへの対応および障がい者雇用の質の向上などを定めた「改正障害者総合支援法」が施行され、令和6年4月には障がい者に対する「合理的配慮」の提供を国や自治体のみならず民間事業者にも義務化した「改正障害者差別解消法」が施行されます。

新型コロナウイルス感染症が世界中に蔓延し、様々な社会活動の制限により、障がい福祉サービス事業においても縮小を余儀なくされる中、国内では、令和3（2021）年に東京オリンピックに併せてパラリンピックが開催され、世界中に障がい者の各種競技中の姿を発信し、地域共生社会の実現に大きく貢献するものとなりました。

障がい福祉を取り巻く環境は、高齢化や障がいの重度・重症化、発達障がいや強度行動障がいなどの特性に応じた切れ目のない支援の必要性などを背景に、多様化・複雑化しています。

こうした状況を踏まえ、障がいのある人が住み慣れた地域や家庭でいきいきと安心して暮らせる社会づくりを目指して、総合的な障がい者福祉の向上に取り組む、「第4次深川市障がい者計画」を策定します。

2 計画の性格及び位置付け

この計画は、前計画（第3次深川市障がい者計画）における「地域社会を構成する全ての人々が、等しく普通に生活できるようにする」ノーマライゼーションの理念を継承するとともに、障がいのある人の社会参加・参画に向けた施策の一層の推進を図るため、今後6年間に講ずべき障がい者施策の基本的な方向と主要な施策を示しています。

また、この計画は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（市町村障害者計画）」であり、本市の最上位計画である「第6次深川市総合計画」（令和4～令和13年度）の「障がい者福祉」分野における個別計画として位置付けています。

3 計画の期間

障害福祉施策の基本的な方向性を示す本計画と障がい福祉サービスの実施方針を示す、障がい福祉計画・障がい児福祉計画との整合性を図るため、前計画までは10年間としていた計画期間を本計画では6年間に短縮し、計画策定時から中間年の3年後に必要な見直しを行うことで他の障がい計画との調和を保ちます。

4 計画の対象（障がいのある人の範囲）

この計画での「障がいのある人」とは、平成23年8月に改正された障害者基本法第2条に定義する者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条に定義する者（難病患者等）のほか、発達障害者支援法第2条に定義する者としてします。

障害者基本法第2条

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第4条

（定義）

第四条（抄）治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者

発達障害者支援法第2条

（定義）

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害にある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。

以上の人々を対象としつつ、障がいのある方やその家族、介護者をはじめとした人や障がいのない人も含め、分け隔てなく共に生きる社会の実現を目指すため、全ての市民を対象とします。

5 本計画とSDGsの関係

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



SDGs（持続可能な開発目標）は、令和12年（2030年）までに達成すべき、国際社会共通の目標であり、持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標と169のターゲットが掲げられ、その実現に向けた取り組みが広がっています。

国では、平成28年（2016年）にSDGs推進本部の設置とあわせて実施指針を決定するなど、その達成に向けた推進に取り組んでいます。

SDGsの推進には、自治体の役割の重要性が指摘されているほか、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」でも、自治体におけるSDGsの取り組みの推進が位置づけられています。

また、上位計画である深川市総合計画では、人口減少下においても将来にわたり安心して暮らし続けることのできる「人口減少に負けない活力ある持続可能なまちづくり」を基本目標とし、SDGsの目指す17の目標（ゴール）を基本的なまちづくりの分野ごとに分類することによって、その取り組みの方向性を示し、SDGsの理念と合致する各種施策を推進することで、SDGsの目標達成に資するものとしています。



本計画を推進する中で特に関連の深い上記7つの目標の達成を目指しながら、SDGs全体の達成に貢献するものです。

6 計画の策定体制

①深川市保健福祉施策推進協議会

本市における保健福祉に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため障がい団体の代表、福祉団体の代表、各種関係団体の代表、有識者の計 15 人で構成し本協議会を設置し、計画内容の審議を行いました。

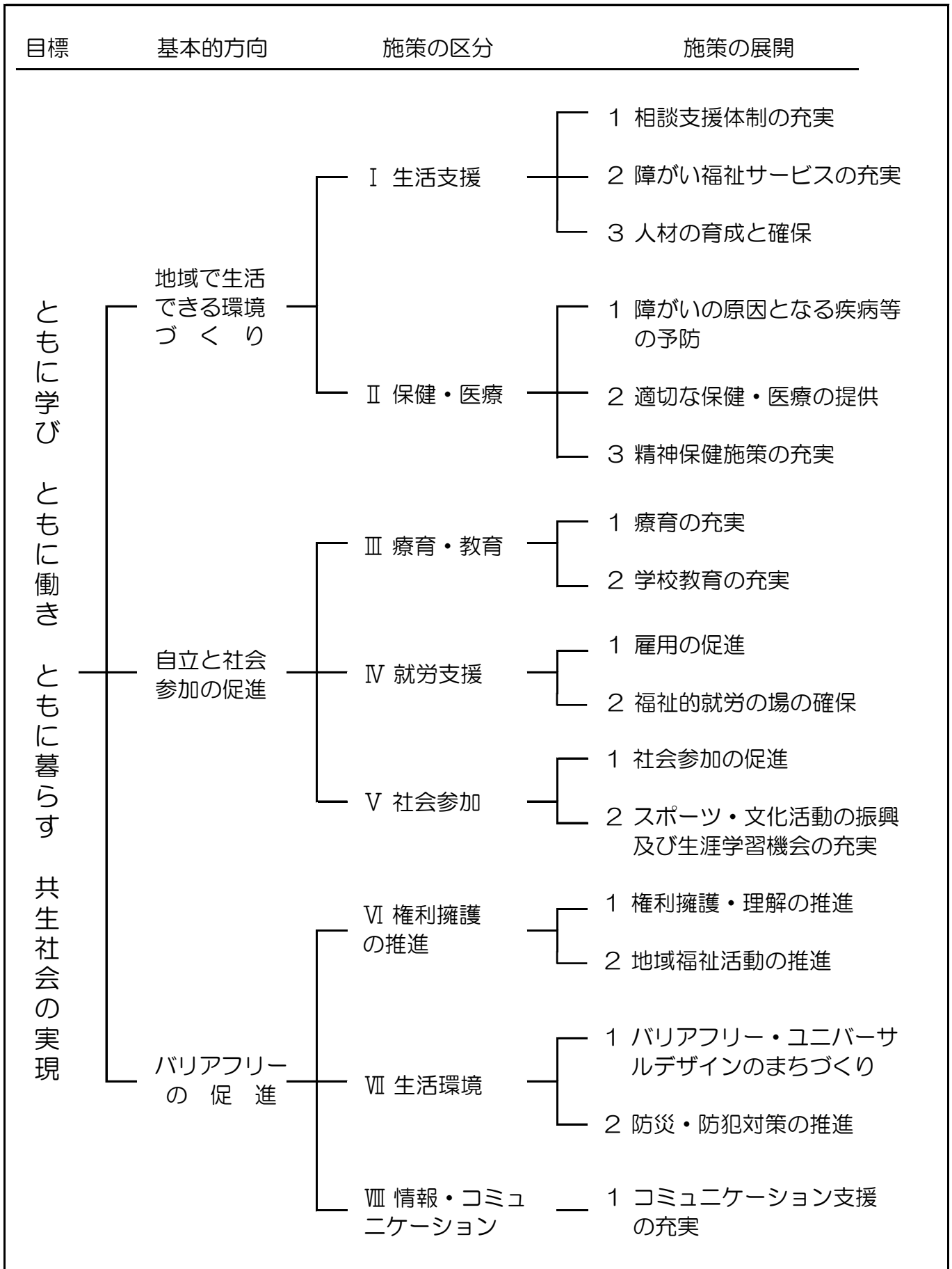
②障がい者計画等策定部会

計画の策定にあたり、深川市保健福祉施策推進協議会より 5 人の委員と臨時委員として障がい当事者や家族の代表など加え計 10 人で構成し本策定部会を設置し、当事者や市民の意見を反映させた計画作成案の審議を行いました。

③深川市障がい者施策等検討委員会

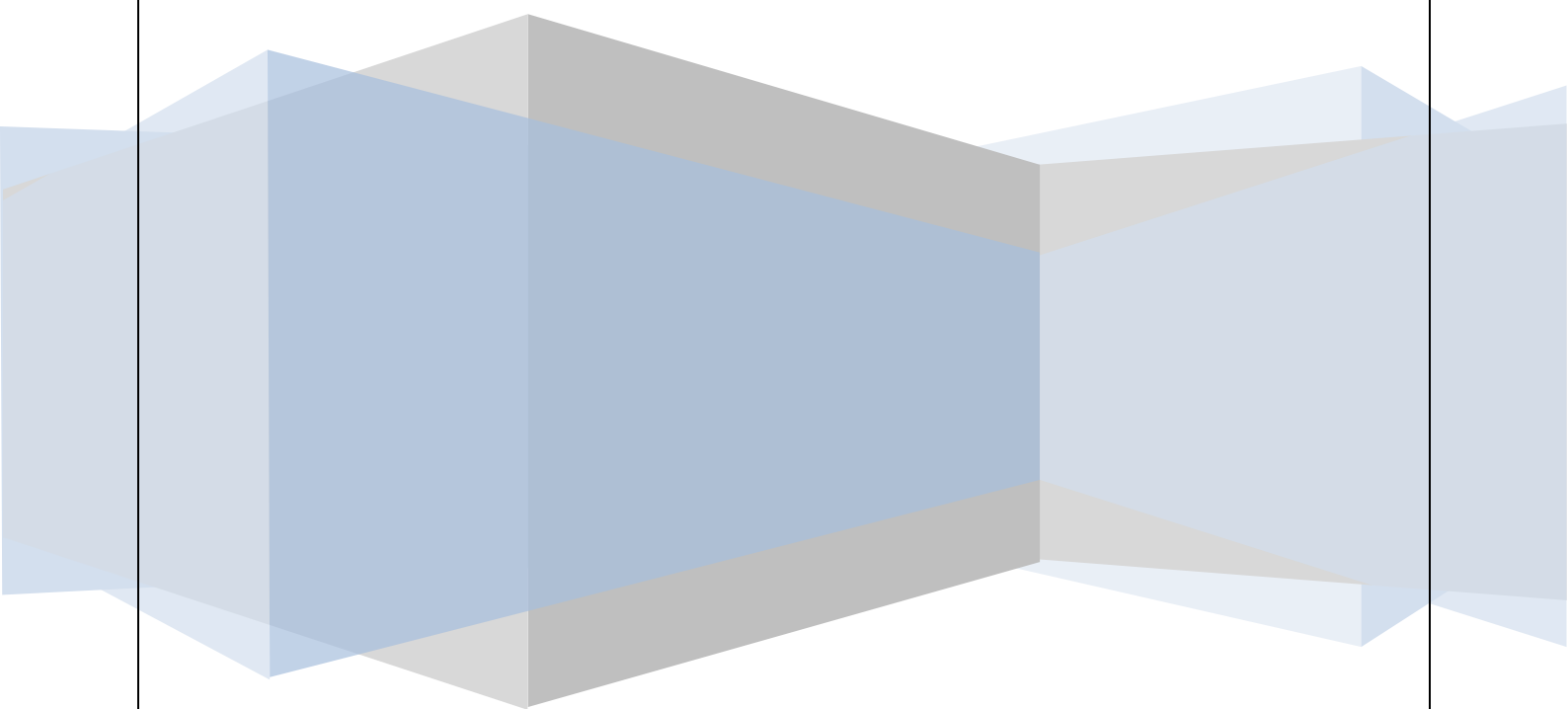
計画の策定にあたり、障がい者福祉施策全般に関係する様々な部門が連携、調整を図る庁内組織として、本委員会を設置し計画の策定に必要な障がい者施策のその他の事項について庁内協議を行いました。

7 施策の体系



第2章

障がいのある人の状況

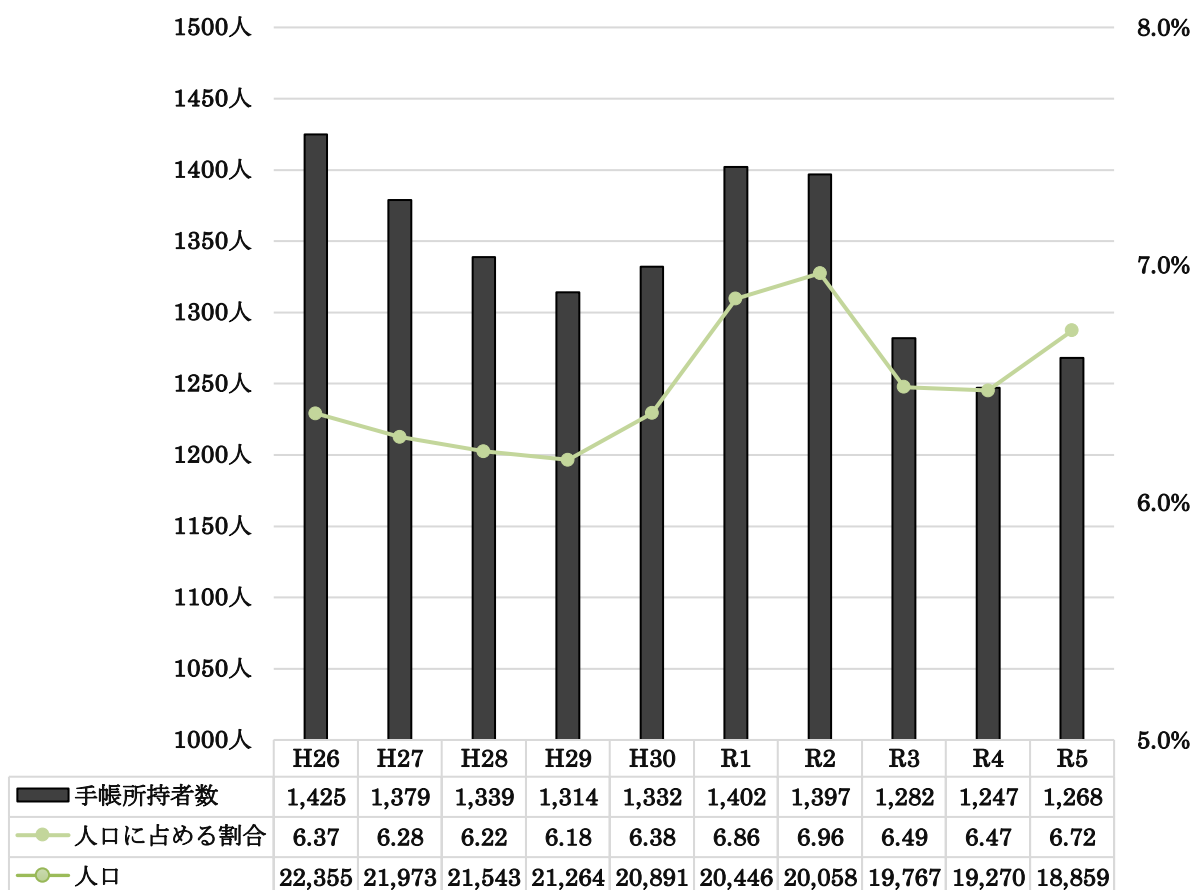


1 身体障がいのある人

本市の身体障害者手帳所持者数は、令和5年3月末時点で1,268人となっており、10年前である平成26年3月末時点の1,425人と比較し、157人減少しています。

しかし、人口に占める割合は令和5年3月末時点で6.72%であり、平成26年3月末時点では6.37%であったことから、やや増加傾向となっています。

身体障害者手帳所持者数と人口に占める割合の推移

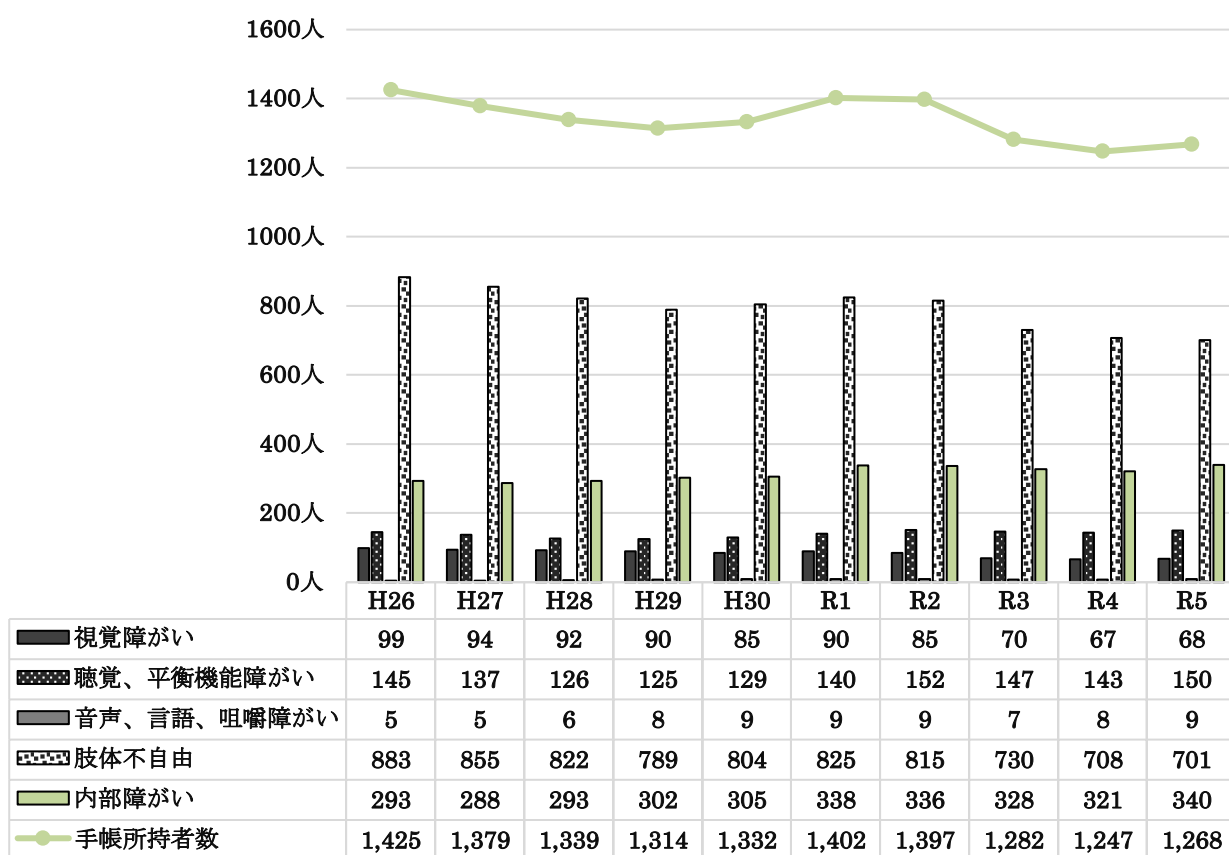


第2章 障がいのある人の状況

本市の身体障害者手帳所持者の種類別内訳は、視覚障がい者が68人、聴覚、平衡機能障がい者が150人、音声、言語、咀嚼障がい者が9人、肢体不自由が701人、内部障がい者が340人となっています。

障害者手帳所持者数が減少しているなか、令和5年3月末時点と平成26年3月末時点を比較し、「肢体不自由」以外は微増しています。

身体障害者手帳所持者数の推移（障がいの種類別）

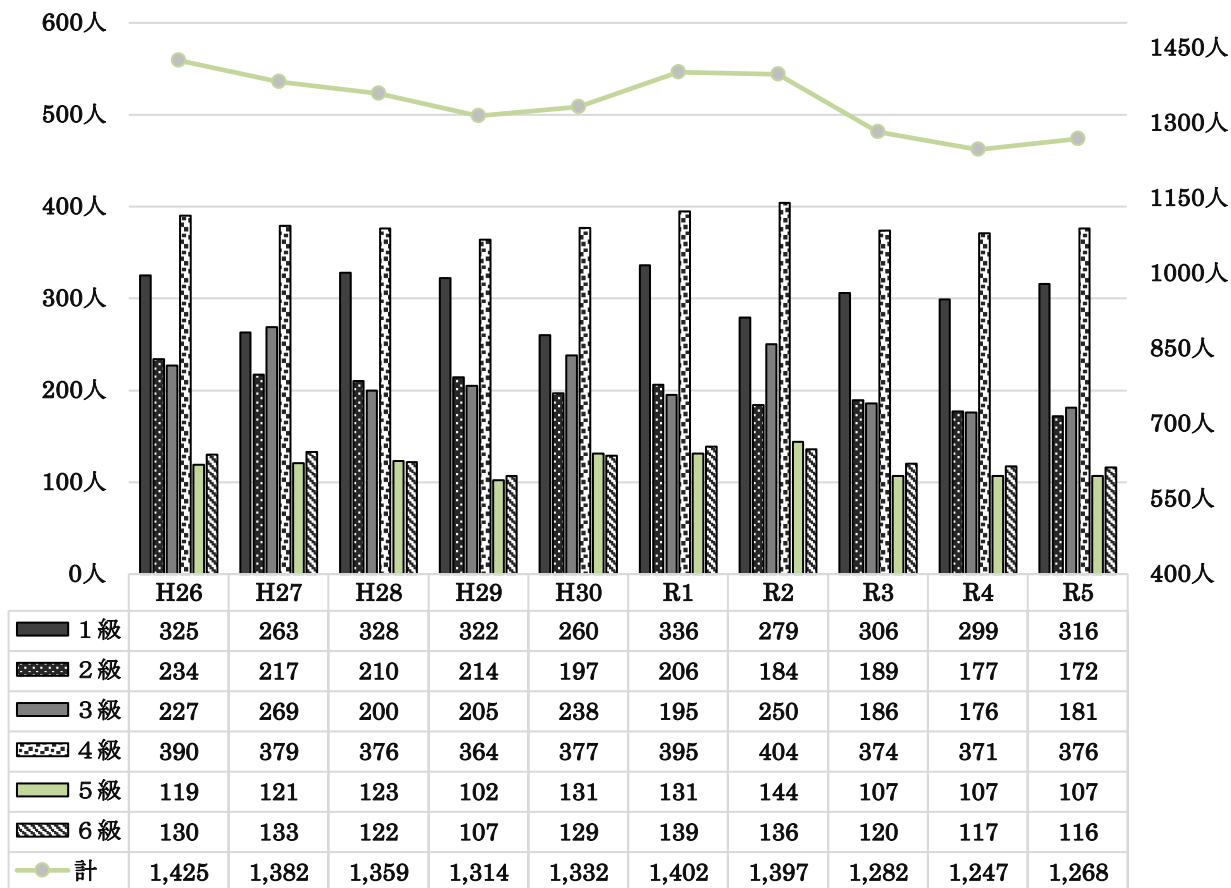


第2章 障がいのある人の状況

本市の身体障害者手帳所持者数の程度別内訳は、1級が316人、2級が172人、3級が181人、4級が376人、5級が107人、6級が116人となっています。

重度障がい者となる1級と2級の手帳所持者割合は、全体の約4割となっています。

身体障害者手帳所持者数の推移（障がいの程度別）

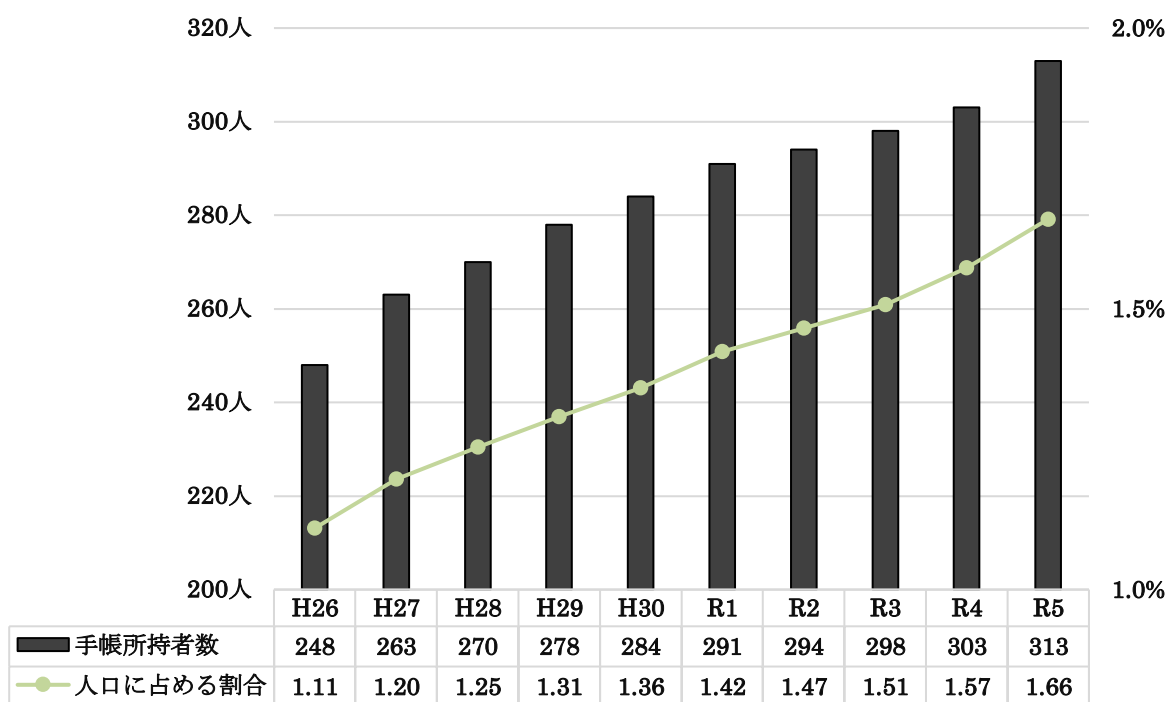


2 知的障がいのある人

本市の療育手帳所持者数は、令和5年3月末時点で313人となっており、10年前である平成26年3月末時点の248人と比較し、65人増加しています。

人口に占める割合も、令和5年3月末時点で1.66%となっており、10年前である平成26年3月末時点の1.11%と比較し、0.55%増加しています。

療育手帳所持者数と人口に占める割合の推移

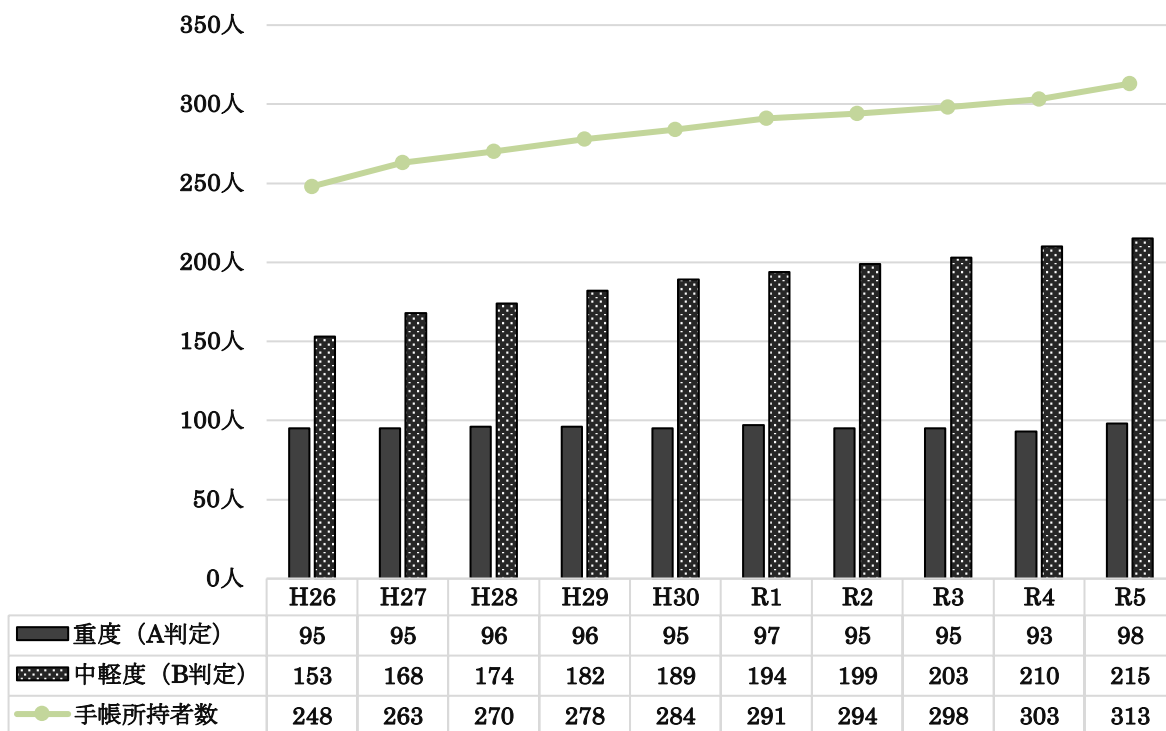


第2章 障がいのある人の状況

本市の療育手帳所持者の程度別内訳は、令和5年3月末時点でA判定が98人、B判定が215人となっています。

10年前である平成26年3月末時点でのA判定95人、B判定153人となっており、A判定に比べB判定が大きく増加しています。

療育手帳所持者数の推移（障がいの程度別）

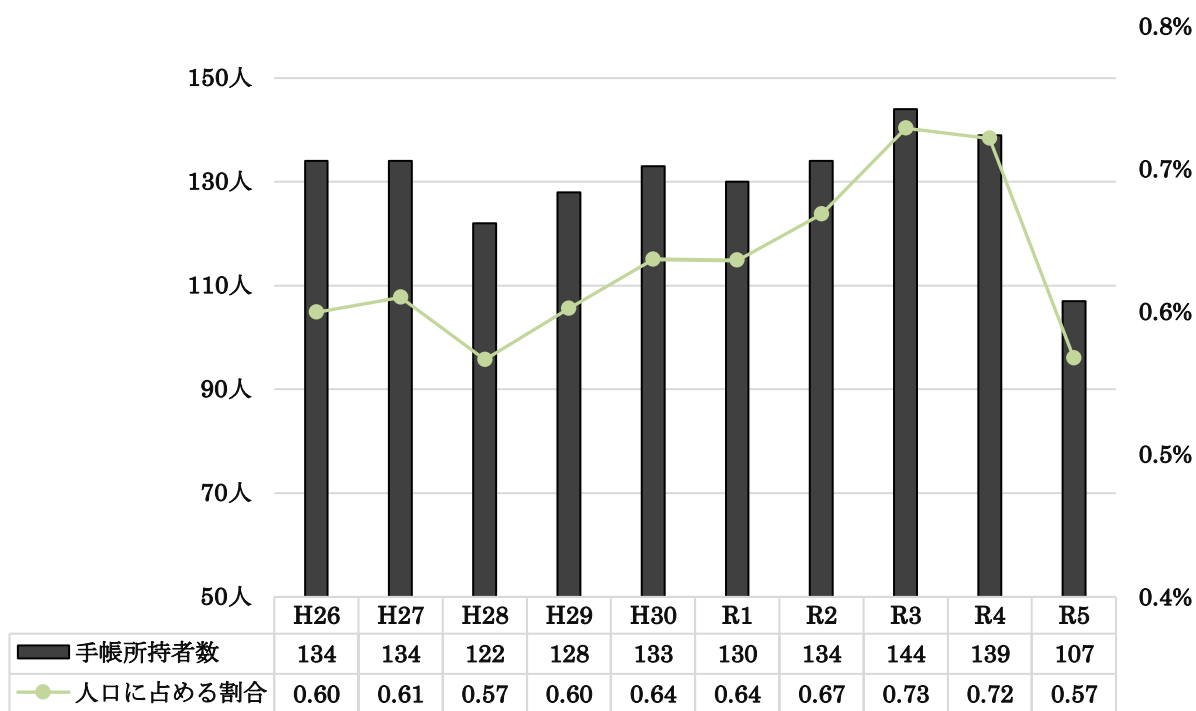


3 精神障がいのある人

本市の精神障害者手帳所持者数は、令和5年3月末時点で107人となっており、10年前である平成26年3月末時点の134人と比較し、27人減少しています。

人口に占める割合は令和5年3月末時点で0.57%であり、平成26年3月末時点では0.60%であったことから横ばい傾向となっています。

精神障害者手帳所持者数と人口に占める割合の推移

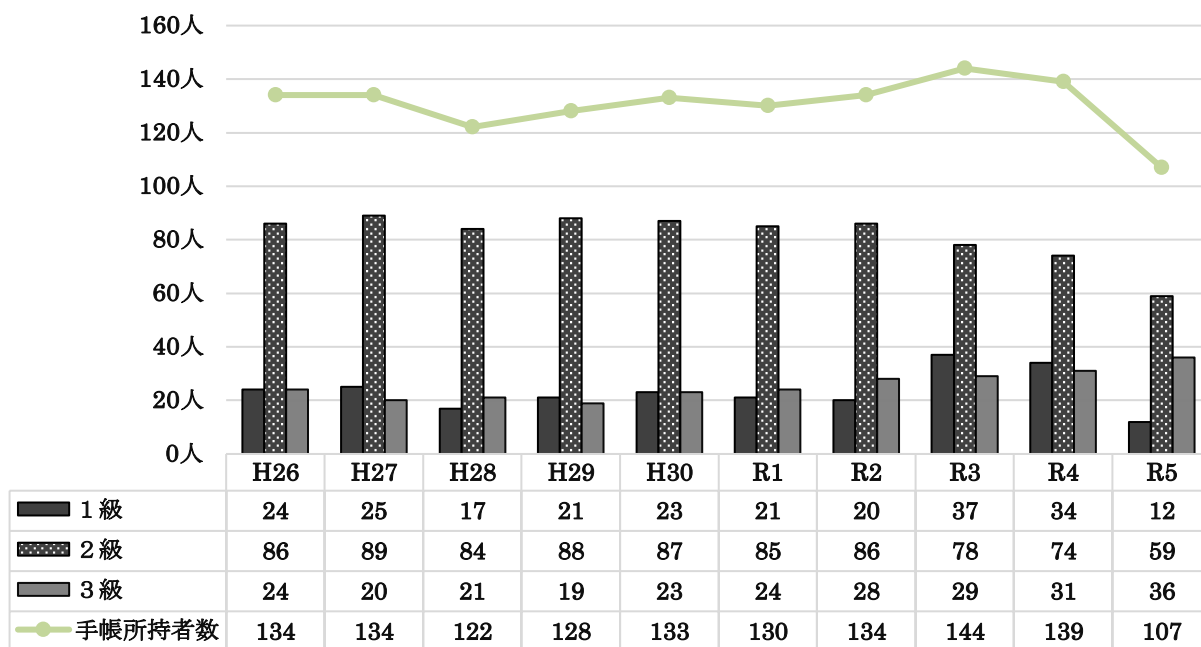


第2章 障がいのある人の状況

本市の精神障害者手帳所持者数の程度別内訳は、令和5年3月末時点で1級が12人、2級が59人、3級が36人となっています。

10年前である平成26年3月末時点の1級が24人、2級が86人、3級が24人と比較し、1・2級は減少傾向、3級は増加傾向となっています。

精神手帳所持者数の推移（障がいの程度別）

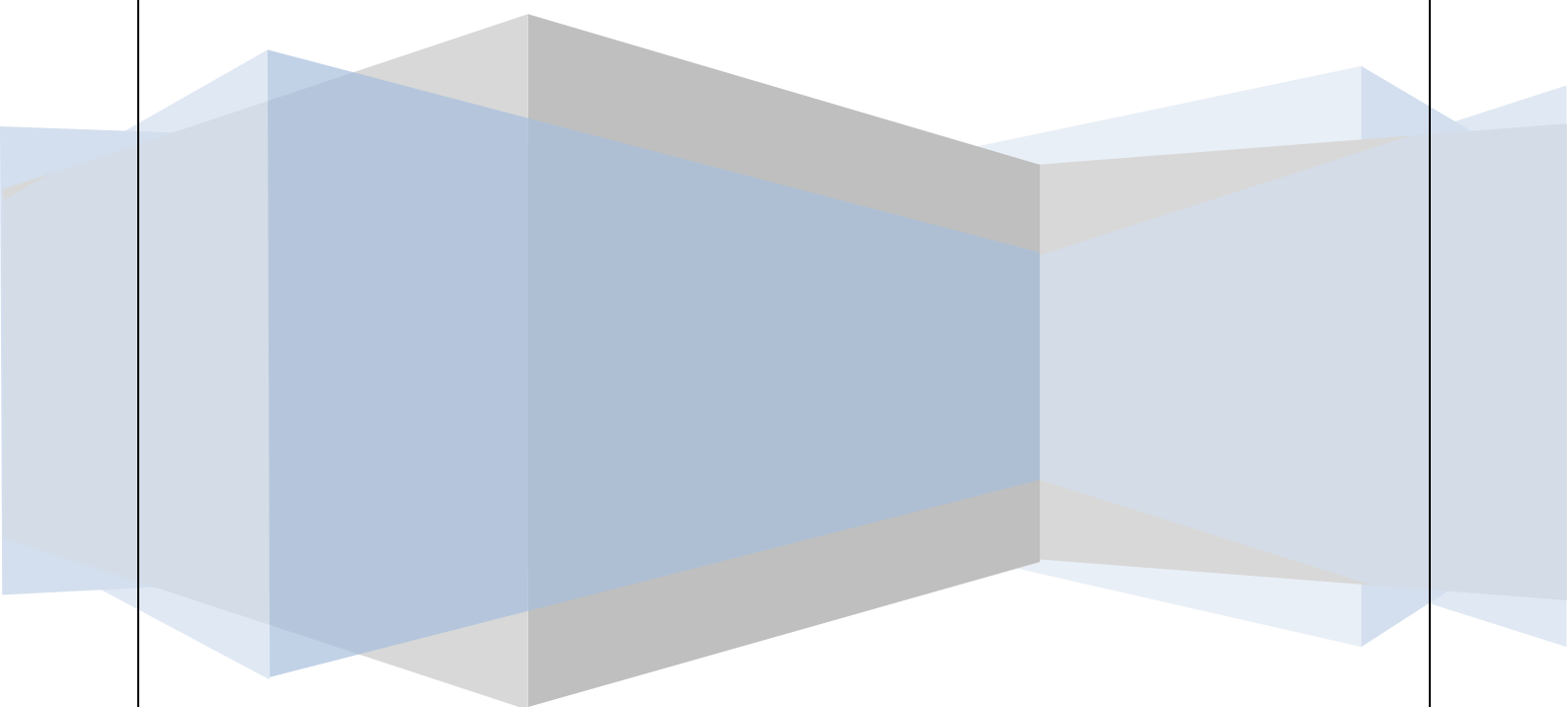


4 難病患者

難病患者につきましては、平成23年8月に改正された障害者基本法の定義において、障がい者に含まれることが明記され、障害者総合支援法に基づく給付の対象とされています。

第3章

施策の方向と主要施策



第1節 地域で生活できる環境づくり

I 生活支援

<現状と課題>

少子高齢化にともない、障がいのある人の高齢化が年々進むとともに、障がいの重度・重複化、さらには介護者の高齢化が進むなか、障がいのある人も住み慣れた地域で安心して暮らしていける社会の実現を目指すとともに、社会の一員として生きがいを持って安心して暮らせるよう相談支援体制や障がい福祉サービスの提供を充実させる必要性があります。

個々のニーズに応じ様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みづくりと、適切なサービスを提供するための人材を養成し人員を確保するなど、生活支援の充実に向けた取り組みの強化が求められています。

<基本方針>

多様なニーズに対応したサービスの質と量などの充実や、障がいのある人が地域で生活を支えるための支援体制づくりや人材の養成・確保の充実に努めます。

1.相談支援体制の充実

2.障がい福祉サービスの充実

3.人材育成と確保

1. 相談支援体制の充実

[主要施策]

(1) 相談支援体制の充実

○障がいのある人の地域生活を総合的に支援する「北空知障がい者支援センター」を中心とし、障がいのある人やその家族の意向に沿った、計画的なサービス提供につなげる相談支援事業や、障がい者の重度化、高齢化を見据え親なき後の支援など、相談支援体制の充実に努めます。

また、就労、教育、療育、社会参加などに対応できる相談体制のさらなる充実に努めるとともに、障がいのある人、一人ひとりのニーズや障がいの特性に応じたケアマネジメント機能の充実に努めます。

○家族に代わり、介護・介助を、背負わざるを得ない状態にある、子どもをはじめとしたケアラーについての理解と促進を図り、家族を含む相談支援ならびにサービスの提供体制など支援体制の確保に努めます。

(2) 関係機関・団体等との連携

○障がいのある人の多様なニーズに対し、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、民生委員児童委員、障がい者団体など、適切な対応や活動の充実に努めるため、情報提供を行うとともに、相談機関・団体相互の連携強化に努めます。

2. 障がい福祉サービスの充実

[主要施策]

(1) 訪問系サービス・日中活動系サービスの充実

○障がいの程度に応じて適切なサービスが提供できるよう、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護などの訪問系サービスならびに、生活介護、療養介護、自立訓練、就労支援を目的とした日中活動系サービスの充実に努めます。

(2) 居住系サービス（介護給付・訓練等給付）の充実

○地域生活への移行を希望する施設入所者、退院可能な精神障がいのある人へ、自立した日常生活を営むための身体機能または生活能力に必要な訓練を実施するなど、地域移行に向けた支援に努めます。

(3)地域生活支援事業の充実

○障がい者のニーズに応じた支援の提供にあたり、障がい者団体などと連携し地域の実情に即した事業の充実に努めます。

(4)障がいの特性に応じた支援の充実

○重度重複障がいのある人や難病患者、発達障がいのある人（子ども）、高次脳機能障がいのある人などが必要な福祉サービスを利用し、安心して地域生活が送れるよう、関係機関と連携し、特性に応じた支援に努めます。

3. 人材の育成と確保

[主要施策]

(1)ボランティア活動の促進

○障がいのある人が地域で生活をするためには公的サービスに加えボランティア活動の促進も必要となることから、深川市社会福祉協議会と連携しボランティア育成講座の開催など、ボランティアの裾野を広げる取り組みを支援します。

(2)各種研修の周知

○多様化するニーズに対応できる人材を育成するため、各種研修会の開催情報を提供します。

(3)福祉サービスに従事する人材の確保

○障がい福祉サービスの仕事が魅力ある職業・働きがいのある仕事であることを知ってもらうため広報などで周知を行い、潜在的な福祉人材も含め働き手の確保に向けた取り組みに努めます。

Ⅱ 保健・医療

＜現状と課題＞

障がいの原因は、周産期に関係するものや事故や疾病によるものなど要因は様々ですが、障がい者の高齢化が進むなか、生活習慣や加齢に伴う疾病により障がいの重度化が予測され、健やかで安心した生活を送るための予防や健康維持・増進が課題となっています。

このため、生涯を通じ健康状態を定期的に確認するために行う妊婦健康診査、特定健康診査や健康診査、保健や障がいを軽減するリハビリテーションのなど充実が求められています。

また、精神障がいのある人の社会的入院の問題を解消するため、地域移行の取り組みを進めるとともに、退院後の地域で安定した生活を送るための支援が必要です。

＜基本方針＞

障がいのある人への適切な保健サービス、医療、リハビリテーション等を充実するとともに、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、治療の推進を図ります。

また、精神障がいのある人に対し支援の提供を行い、地域生活の移行と定着を促進します。

1.障がいの原因となる疾病等の予防

2.適切な保健・医療の提供

3.精神保健施策の充実

1. 障がいの原因となる疾病等の予防

[主要施策]

(1) 母子保健活動の推進

○障がいの原因となる疾病等を予防するための妊産婦や乳幼児に対する相談指導、発育・発達の遅れを早期に発見するための乳幼児健康診査など、早期発見や支援につなげられるよう、母子保健活動の推進に努めます。

(2) 中高年期の予防対策の充実

○生涯を通じた健康づくりを推進するため、栄養や食生活、運動ならびに休養など、より健康的な生活習慣の普及に努めます。

○脳血管疾患や糖尿病などの障がいにつながりやすい生活習慣病の予防・早期発見のため、健康教育・相談・診査や訪問指導など関係機関と協力し健康増進事業の推進に努めます。

○精神疾患に関する相談支援や自殺予防対策の充実に努めます。

2. 適切な保健・医療の提供

[主要施策]

(1) 保健サービスの充実

○障害者総合支援法による障がい福祉サービスを軸に、在宅障がい者保健サービスの充実に努めます。

(2) 医療機関との連携

○障がいに応じたきめ細かな保健・医療サービスが安定して提供されるよう、地域の医療機関との連携に努めます。

(3) 医療・リハビリテーションの提供

○障がいのある人の高齢化や障がいの重複化に対応し、個々のニーズに応じた医療やリ

ハビリテーションが受けられるよう関係機関との連携に努めます。

(4) 難病患者への支援

○難病患者の病状に応じた福祉サービスの提供に努めるとともに、難病に対する理解の促進を図ります。

(5) 医療費の負担軽減

○自立支援医療、重度心身障がい者医療給付事業など制度の周知を図り、障がいのある人への医療費の負担軽減に努めます。

3. 精神保健施策の充実

[主要施策]

(1) 精神保健福祉に関する普及・啓発活動の推進

○精神障がいがある人へのスティグマ（差別・偏見）をなくすため、正しい知識の普及・啓発を行うなどの広報・啓発活動に努めます。

(2) 相談支援体制の充実

○「北空知障がい者支援センター」を中心に、精神障がいのある人やその家族からの不安や悩みについて、相談支援の充実を図ります。

(3) 退院促進事業の整備

○社会的入院をしている精神障がいのある人が、退院後に地域で自立した生活ができるよう、居住の場、就労の場、日中活動の場など福祉サービスの充実に向けた整備に努めます。

(4) 関係機関との連携

○福祉、保健・医療、労働などの関係機関との連携を密にし、社会復帰や社会活動を促進する事業の推進を図ります。

第2節 自立と社会参加の促進

III 療育・教育

<現状と課題>

発達障がいの診断方法が確立され、発育に不安のある子どもの相談は年々増加しているなか、障がいを早期に見るとともに、相談・指導などの支援体制の充実が求められています。

乳幼児期から学齢期への切れ目ない支援には、障がいの重度・重複化、多様化や障がいの特性に配慮した教育の充実を必要としており、心身の発達と個性の伸長を図る支援が必要となります。

また、障がいのある子どもたちそれぞれにあった教育課程で学校教育が受けられるよう体制を整えることも重要となります。

今後、多様性に富んだ子ども同士がふれあいながら、集団生活に慣れ親しんでいける社会を構築するため、障がい者も健常者も分け隔てない共生社会の実現に向けた取り組みを進めます。

<基本方針>

障がいのある子どもの発達を支援するため、早期発見から早期療育、学齢期への切れ目ない移行を行うため、保育・学校などの関係機関と連携し支援体制の取り組みを進めます。

1.療育の充実

2.学校教育の充実

1. 療育の充実

[主要施策]

(1) 保健・医療・福祉・教育の連携

○発達の遅れや障がいのある子どもの療育や支援を行うため、専門機関や地域医療機関、教育委員会、保育所、学校（幼稚園や高等学校、大学等を含む。）と連携し、乳幼児期から成人期まで、切れ目ない支援に努めます。

(2) 療育体制の充実

○発達の遅れや障がいのある子どもに対し、深川市療育センターによる療育相談等が受けられる体制の充実に努めます。

○保育所や幼稚園に通う障がいのある子どもに対し、深川市療育センターや関係機関と連携し、受け入れ体制の充実と地域療育の強化に努めます。

○障がいのある子ども等が生活能力の向上など必要な訓練を行い、社会との交流を図ることができるよう、障がいの程度に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うための「放課後等デイサービス事業」の利用促進に努めます。

○発達障がいのある子どもを育てる親がその経験を活かし、同じような発達障がいのある子どもを持つ親に対し共感的な支援などを行う、「ペアレントメンター活動」の支援体制の整備に努めるとともに、子育ての情報を乳幼児期から学齢期、成人期といった各世代間の相談支援情報を引き継ぎ共有する「個別支援ファイル（すてっぴbyすてっぴ）」の活用を図るなど、支援の充実に努めます。

2. 学校教育の充実

[主要施策]

(1)相談・支援体制の整備

○障がいのある子どもの就学や教育に関し、教育相談・支援の実施について関係機関と連携を図りながら対応に努めます。

(2)幼児・義務教育の充実

○発達の遅れや障がいのある子どもの状況に即した適切な教育が受けられるよう、関係機関と連携し特別支援教育などの充実に努めます。

○発達の遅れや障がいのある子どもの家族に対して、保健・医療・福祉等の関係機関が連携して教育相談の充実と、小・中学生に対する教育的ニーズに応じた教育環境づくりや一人ひとりの状況に即した支援が行われるよう、支援体制の充実に努めます。

(3)発達障がいに対する支援体制の確立

○発達障がいのある子どもの心理機能と生活を促進するため、障がいを早期に発見し支援を行うとともに、子どもとその家族の不安や悩みについて、ペアレントメンターや関係機関など、家族支援が行える体制づくりを進めます。

(4)交流教育等の充実

○障がいのある子どもが、自立と社会参加を見据え、交流及び共同学習教育活動を推進するとともに、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

(5)障がいの特性に配慮した教育の充実

○知的・情緒・言語など障がいに応じた、特別支援学級や通級指導教室による個別指導とともに、教材・教具の整備・充実に努めます。

○学習障がい、注意欠陥・多動性障がい、高機能自閉症など様々な発達障がい児への教育支援に努めます。

○特別支援学級の就学奨励事業の実施など、保護者の経済的負担の軽減に努めます。

(6)研修の充実

○障がい児担当教員や療育に関わる専門職員の専門性と指導力の向上を図るため、研修機会の充実に努めます。

また、保護者も含めた関係者の連携を深める交流研修の充実に努めます。

IV 就労支援

<現状と課題>

就労を希望する障がいのある人を取り巻く深川市の雇用情勢は依然厳しい状況にあります。

障がいのある人に対する差別や偏見、理解や配慮がまだまだ不十分なのが現状です。

また、障がい者の経済的自立も難しく、賃金の水準は上がっているものの、障がい者の就労支援B型の工賃では自立にはほど遠い金額であるほか、障がいの程度により自立が難しく、このような問題を解決するには社会全体で応援（支援）する体制づくりが求められます。

様々な機関が連携し障がいのある人の就労を支えるネットワーク体制の充実と企業との連携・協働の推進を図りながら、市民、企業、行政等の応援体制づくり、福祉的就労の底上げ、福祉施設等から一般就労の推進、新たな職域の開拓など多様な就労の場の確保が必要です。

<基本方針>

障がいがあっても、本人の意欲や一人ひとりの能力に応じて、時間や場所、柔軟な働き方ができるよう社会全体で応援（支援）する体制づくりを進めながら、企業等と連携・協働し就労機会の拡大と雇用の促進に努めます。

1. 雇用の促進

2. 福祉的就労の場の確保

1 雇用の促進

[主要施策]

(1)障がいのある人の雇用の啓発

○障がいのある人の雇用拡大に向けて、企業などの就労支援の取り組みなどを広く周知し、事業主や市民の理解に努めます。

○障害者雇用納付金制度に基づく各種助成制度や職場適応訓練、障害者試行雇用事業（トライアル雇用）、職場適応援助者（ジョブコーチ）などの周知に努め、活用を促進します。

(2)雇用の促進

○北空知地域自立支援協議会、ハローワークなど地域の関係機関と連携を図り、地域の公的機関や民間企業等において職場体験実習の受け入先の確保と、障がいのある人の雇用の促進を進めていきます。

○就労を希望する障がいのある人の能力や適性に応じた就労体系の調整など、関係機関と情報共有し就職の準備段階から職場定着まで支援体制の構築に努めます。

(3)ハローワーク等との連携強化

○ハローワークなど関係機関と連携を図り、能力に応じた細やかな支援や情報提供の充実に努めます。

2 福祉的就労の場の確保

[主要施策]

(1)福祉的就労の場の確保

○障がい者就労施設等との連携を強化し、障がいのある人の福祉的就労の場を確保・拡充に努めます。

(2)地域活動支援センターとの連携・支援

○「北空知障がい者支援センター」との連携により、創作的活動や生産活動を通じ、社会との交流促進を図るなど「地域活動支援センター事業」の充実に努めます。

(3)製品の販路拡大等の支援

○障がい者就労施設で作られた製品需要の拡大に向け、物品等の優先購入の推進を図り、工賃の向上や事業所の経営安定を促進します。

参考：障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）より

物品等の調達方針等により、障がいのある人を支援する施設や事業所等における業務の受託等の拡大に務め、就労支援事業所等における情報交換会の開催や共同販売する場の設置を働きかけ、福祉的就労機会の拡大に努めるもの。

V 社会参加

<現状と課題>

障がいのある人が地域社会の一員として、町内会活動や地域づくり活動、文化・サークル活動、当事者による自主的活動など、地域の様々な活動へ参加し、生活の質の向上や自己実現を図る機会の充実と参加を促進する環境づくりが求められていますが、障がいの種別や程度により今も課題が多く残されています。

その背景には、障がいのある人が参加しやすい活動が不足していることに加え、施設や設備などの環境が整っていないこと、移動等に伴う支援や情報提供の不足や障がいのある方たちの参加に対する配慮、障がいのある人へのボランティア活動の促進も必要と考えます。

<基本方針>

障がいのある人が、社会の一員として地域で共に暮らすことができ生活の向上が図られるよう、訓練の機会や情報提供の充実に努めるとともに、障がいのある人の社会参加の促進に努めます。

1.社会参加の促進

2.スポーツ・文化活動の振興及び生涯学習機会の充実

1 社会参加の促進

[主要施策]

(1)障がいのある人も参加できる事業の実施

○障がいのある人の社会参加を促進するため、障がい者団体等と連携し各種交流事業や地域活動への支援に努めます。

○市や地域で行われる様々な行事や活動に障がいのある人が参加しやすいよう、情報を収集し事前周知するなど関係機関と連携し配慮に努めます。

○障がいのある人に対する市民の理解を促進するため、住民と障がいのある人が日常的に接する機会の確保に努めるとともに、学校教育の場、講演会、学習会、広報誌などを活用し、障がいのある人と地域住民が相互に理解が促進される取り組みを推進します。

(2)ボランティアとの連携

○深川市ボランティアセンターや関係団体と連携し、移動の支援や手話通訳者の派遣などにより、障がいのある人の社会参加の支援に努めます。

(3)障がい者団体への支援

○障がいのある人による福祉活動や社会参加を促進するため、障がい者団体に対する支援の充実に努めます。

2 スポーツ・文化活動の振興及び生涯学習機会の充実

[主要施策]

(1)スポーツ・レクリエーションの振興・支援

○北海道障がい者スポーツ大会の受け入れや参加支援、また、障がい者団体などが開催するスポーツ大会を支援することにより、障がいのある人のスポーツ活動への参加機会の拡大と交流の促進に努めます。

○障がいのある人の利用しやすいスポーツ施設・設備の整備に努めます。

○スポーツ・レクリエーション活動への参加意欲を高める環境整備に努め、障がいのある人の健康増進に努めます。

(2)芸術・文化活動の振興

○障がいのある人の芸術・文化の創造を支援し、作品の発表や鑑賞する機会の提供に努め、障がいのある人の活動意欲の向上や、障がいのある人に対する市民理解を促進します。

(3)生涯学習機会の充実

○障がいのある人の学習意欲に応えられるよう、学習情報の提供と各種生涯学習講座などに参加しやすい環境の整備に努めます。

(4)指導者の養成

○多様な学習ニーズに対応するため、地域における文化・サークル活動などの生涯学習を推進する指導者の養成・確保に努めます。

第3節 バリアフリーの促進

VI 権利擁護の推進

<現状と課題>

社会には、障がいのある人に対する理解不足や誤解・偏見などがあり、これらを原因とする差別や虐待などが存在します。

障がいのある人への差別や偏見をなくし、障がいのある人もない人も共生できる地域社会づくりが求められています。

そのためには、障がいのある人への正しい理解を広め、地域社会全体が、障がいのある人を社会の一員として認識する必要があります。

また、障がいが正しく理解されるためには、障がいのある人も地域行事などへ積極的に参画するなど、地域生活支援体制の充実を図る必要性があります。

<基本方針>

障がいを理由とするあらゆる場面での、偏見や差別などを無くす取り組みと、障がいのある人の権利擁護や虐待を防ぐための取り組みの推進に努めます。

1. 権利擁護・理解の推進

2. 地域福祉活動の推進

1 権利擁護・理解の推進

[主要施策]

(1) 広報・啓発活動の推進

○共生する地域社会づくりを進めるため、「広報ふかがわ」や市のホームページなど多くの広報媒体を活用し、障がいのある人への正しい理解の普及促進に努めます。

○障がいのある人に対する理解を深めるため、関係機関や地域と連携し障がいのある人との交流の場を拡大するなど、理解の推進に向けた機会の提供に努めます。

(2) 福祉教育の推進

○障がいのある人に対する社会的障壁の解消に向け、交流の場を通じて理解を深め、思いやりの心を育むなど、心のバリアフリー促進に向けた機会の提供に努めます。

○保育所や学校などボランティア活動へ体験参加し、障がいのある人との交流体験を通じ障害のある人についての理解と認識を深める取り組みの充実に努めます。

(3) 日常生活自立支援事業の周知と促進

○障がいのある人の生活と権利を守るため、深川市社会福祉協議会と連携し、判断能力に不安のある障がいのある人などが安心して地域生活が送れるよう、自立生活支援専門員などが福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理を行う「日常生活自立支援事業」の周知と利用の促進に努めます。

(4) 成年後見制度等の周知と支援

○障がいなどにより判断能力が十分でない人の財産管理や契約行為などを支援するために、北空知成年後見相談センターの周知を図り、成年後見制度や深川市成年後見制度利用支援事業などの利用促進に努めます。

○北空知成年後見相談センターと協力し、市民後見人の育成や法人後見機関の整備に努めます。

(5) 虐待防止及び権利擁護の推進

○障がいのある人に対する虐待の防止及び早期発見のため「北空知障がい者支援センター」などの関係機関と連携・協力し、障がいのある人に対する虐待の予防や養護者に対する支援等に努めるとともに、障害者虐待防止法について、市民、障がい者団体、関係施設、企業などへの啓発活動に努めます。

○各障がい者相談員、人権擁護委員による人権相談、北海道身体障害者福祉協会が実施する障がい者110番、無料法律相談など、障がいのある人への差別や人権に関する相談窓口の情報提供に努めます。

(6) 不適當用語の是正

○障がいのある人に対する差別や偏見を助長する言葉など、ふさわしくない表現が使われないよう啓発に努めます。

2 地域福祉活動の推進

[主要施策]

(1) 円滑な福祉活動の推進

○NPO（特定非営利活動）法人や市民活動団体、深川市社会福祉協議会などの関係機関・団体との連携を強化し、市民の福祉活動を多角的に推進します。

○障がいのある人の地域生活を推進するため、地域が自発的に取り組む小地域ネットワーク活動などの福祉活動や、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進します。

VII 生活環境

<現状と課題>

「多くの人が利用する建物や公共空間においては、あらゆる人が使いやすいように配慮が必要」という考え方に沿って本市では生活環境の整備を進めてきましたが、今後も公共の建築物や道路、交通機関など、利便性、安全性の向上と社会参加を目的としてバリアフリー化を進めていく必要があります。

さらには、交流する場の整備やコミュニケーション手段の確報、移動に関する支援の促進が求められています。

<基本方針>

障がいのある人も使いやすく、安全で快適に生活できる生活環境の整備を推進します。

公的賃貸住宅を整備の際はユニバーサルデザインに取り組むとともに、安心して入居できる住宅の普及に努めます。

1.バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり

2.防災・防犯対策の推進

1 バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり

[主要施策]

(1)住まいの整備

○障がいのある人や高齢の人に配慮したユニバーサルデザインの視点に立った市営住宅の整備に努めます。

○障がいのある人が地域で自立した生活が送られるよう、グループホームなど安心・安全な生活環境を整備するなどの促進に努めます。

(2)福祉のまちづくりの推進

○「北海道福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設や公園、道路、住宅などが誰にも利用しやすいものとなるよう、関係者などへ条例の趣旨や条例に基づく各種施策等の周知に努めます。

○障がいのある人が、盲導犬や介助犬などの身体障害者補助犬を同伴して公共施設や商業施設、公共交通機関などを円滑に利用できるよう、理解の促進に努めます。

(3)移動・交通機関等のバリアフリーの促進

○誰もが安心して移動できるよう、関係機関と連携し、違法駐車や路上放置物などの歩道の障害物除去に努めるとともに、幅の広い歩道や点字ブロックの設置、歩道の段差解消などの整備・改善・補修と歩道除雪の充実に努め、歩行空間のバリアフリー化の促進に努めます。

○障がいのある人が公共交通機関を円滑に利用できるようにするため「北海道福祉のまちづくり条例」に沿った整備が行われるよう、条例の趣旨の普及に努めます。

○公共施設などにおいて、車イス使用者などが利用しやすい多機能トイレやオストメイト対応トイレの整備に努めます。

○乗用車が重要な移動手段となっている障がいのある人の、自動車改造や自動車運転免許取得の支援に努めます。

2 防災・防犯対策の推進

[主要施策]

(1) 災害への安全対策

○支援が必要な障がいのある人が、迅速で安全に避難を行うため「深川市地域防災計画」に基づき災害時の備えに努めます。

○「災害時要援護者避難支援（見守り）プラン」の利用拡大を図り、災害時に支援が必要な「要援護者」の把握に努めるとともに、町内会・民生委員児童委員など関係機関との連携を深め、災害時の安否確認、避難誘導を含めた支援体制の確立に努めます。

(2) 防災体制等の整備の促進

○自力避難が困難な障がいのある人、重度の言語機能障がいのある人の緊急時における消防署等への通報・防災・避難情報の円滑な伝達のため、緊急通報システムなどの普及・啓発を図ります。

(3) 防犯対策の推進

○障がいにより判断能力の不十分な人などが犯罪被害に遭わないよう、警察や市民・関係機関と連携して、地域ぐるみの防犯活動の推進に努めます。

Ⅷ 情報・コミュニケーション

<現状と課題>

ICT の発達により、パソコンやスマートフォンなどの通信機器による情報の収集や発信が容易になり、障がいにより会話が困難となった人とのコミュニケーション等々、今後も ICT 機器を活用した利用機会の拡大や、利便性の向上などが求められます。

障がいの特性に応じ、視覚障がいのある人には「音声や点字、音訳」、聴覚障がいのある人には「手話や要約筆記、字幕」、身体障がいのある人には「情報機器の操作性などの配慮」、知的障がいや精神障がいのある人には「理解しやすい表記の配慮」など、あらゆる場面における障壁を想定した支援が必要となります。

<基本方針>

障がいのある人の自立と社会参加を支援するために、障がいの特性に応じ様々な方法を用いた情報提供の充実と、日常的な情報発信や意思疎通が容易にできるよう情報バリアフリーの環境づくりや情報アクセシビリティの向上に取り組みます。

1. コミュニケーション支援の充実

1 コミュニケーション支援の充実

[主要施策]

(1)視覚障がいのある人への支援

- 視覚障がいのある人のコミュニケーションを確保するため、点字の普及に努めます。
- 図書館における大活字本、点字図書、録音図書の提供体制の充実に努めます。
- 市のホームページ等への音声読み上げサービスの継続と、市政や生活の情報提供を行います。

(2)聴覚・言語等に障がいのある人への支援

- 聴覚障がいのある人の日常生活におけるコミュニケーションを確保するため、手話や要約筆記の普及に努めます。
- 重度の言語機能障がいのある人のコミュニケーションを確保するため、意思伝達装置などの日常生活用具の利用を促進します。

(3)人材の育成

- 障がいのある人の生活を支援する手話通訳ボランティア、点訳奉仕員などの養成講座の開催や研修会参加に対する支援を行い人材の育成・確保に努めます。

(4)情報バリアフリー環境の整備

- 障がいのある人に対応した情報コミュニケーション機器等の情報提供を行うなど、情報のバリアフリー化に努めます。
- 視覚障がいや聴覚障がいなど、コミュニケーションに障がいのある人に対する情報提供などの充実に努めます。
- 視覚障がいや聴覚障がいのある人に対する情報提供が可能となるよう、拡大読書器や活字文書読み上げ装置など支援機器の整備に努めます。

(5)ユニバーサルデザイン・情報アクセシビリティの向上

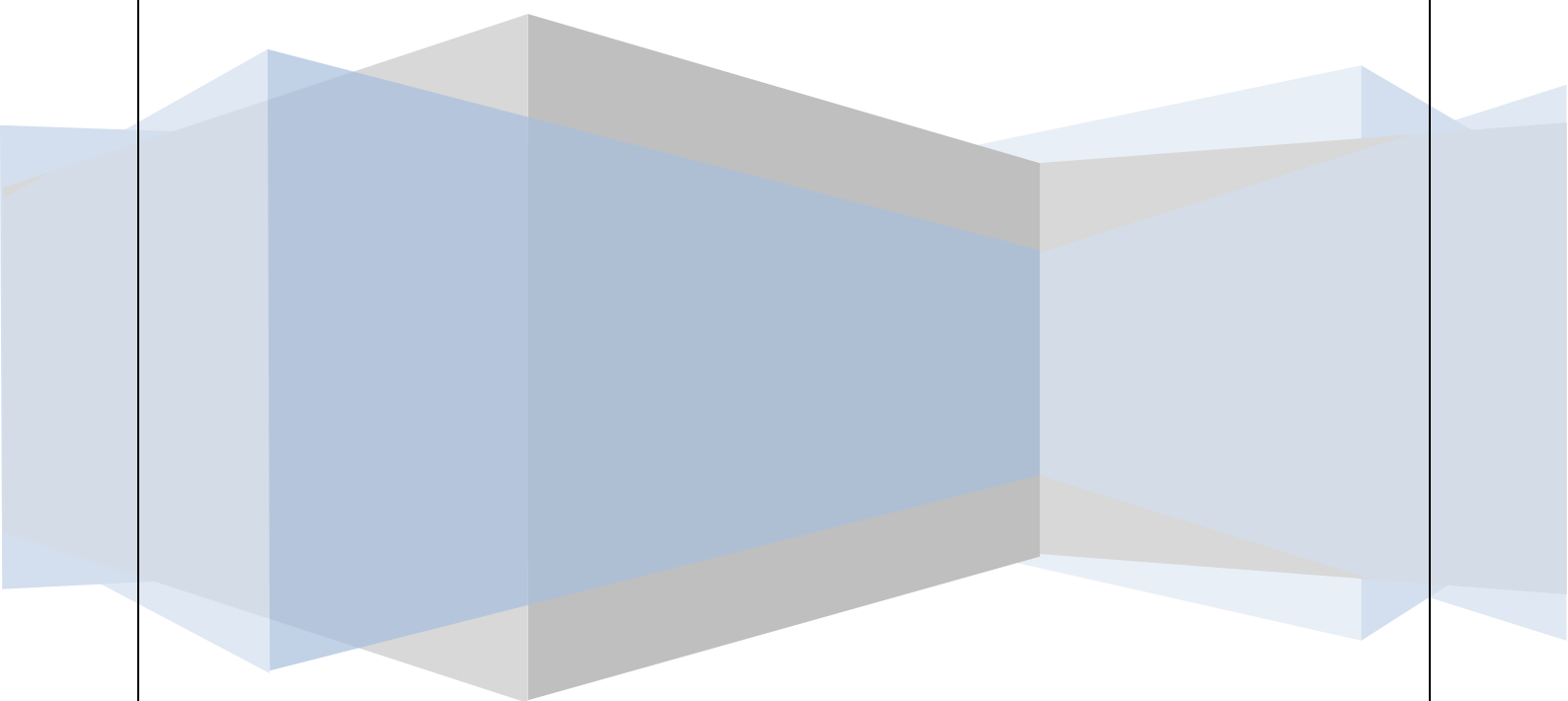
○ピクトグラムなどを使用しわかりやすい表記やユニバーサルデザインなど障がいの特性に配慮した情報提供に努めます。

○聴覚、言語機能に障がいのある方に対し、急病や事故などの突発的な事態が発生した場合に、タブレット端末・スマートフォンなどを使用し対応できる緊急通報システム「NET119」の啓発を図り、日常生活の不安解消に努めます。

○ICT（情報通信技術）社会の進展に伴う様々な恩恵が享受できるよう、パソコン教室を開催してICTの利活用能力の向上を図ります。

第4章

計画の推進



1 計画の周知と推進体制

この計画の推進は、行政だけでできるものではなく、行政や障がい福祉関係機関・団体、市民それぞれが役割を担い、また連携していくことが不可欠です。

計画の基本的な考え方や具体的な主要施策について、広く市民、関係者が理解し、共通認識のもとで推進できるよう、計画の積極的な周知や普及・啓発を行い、障がいのある人の豊かな地域生活の実現に努めます。

「北空知地域自立支援協議会」や「北空知障がい者支援センター」など、多様なネットワークを構築し、計画を推進していきます。

障がい福祉施策の立案や推進にあたっては、障がいのある人の参画を基本とし、意見の反映やニーズに配慮するとともに、障がい福祉関係機関・団体などとの協働に努めます。

障がい者施策は、保健・医療・福祉・教育・労働・生活環境等多くの分野にまたがっているため、福祉の枠を超えて、幅広い関係者や関連する施策と連携し、障がいの特性やライフステージに応じ、適切なサービスが提供できるよう庁内全部局の総合的な推進体制の充実に努めます。

2 国・道及び近隣市町との連携

この計画は、広域的に対応しなければならない施策もあることから、広域における障がい福祉サービス等の状況を踏まえ、国・道や近隣市町と連携し計画の推進に努めます。

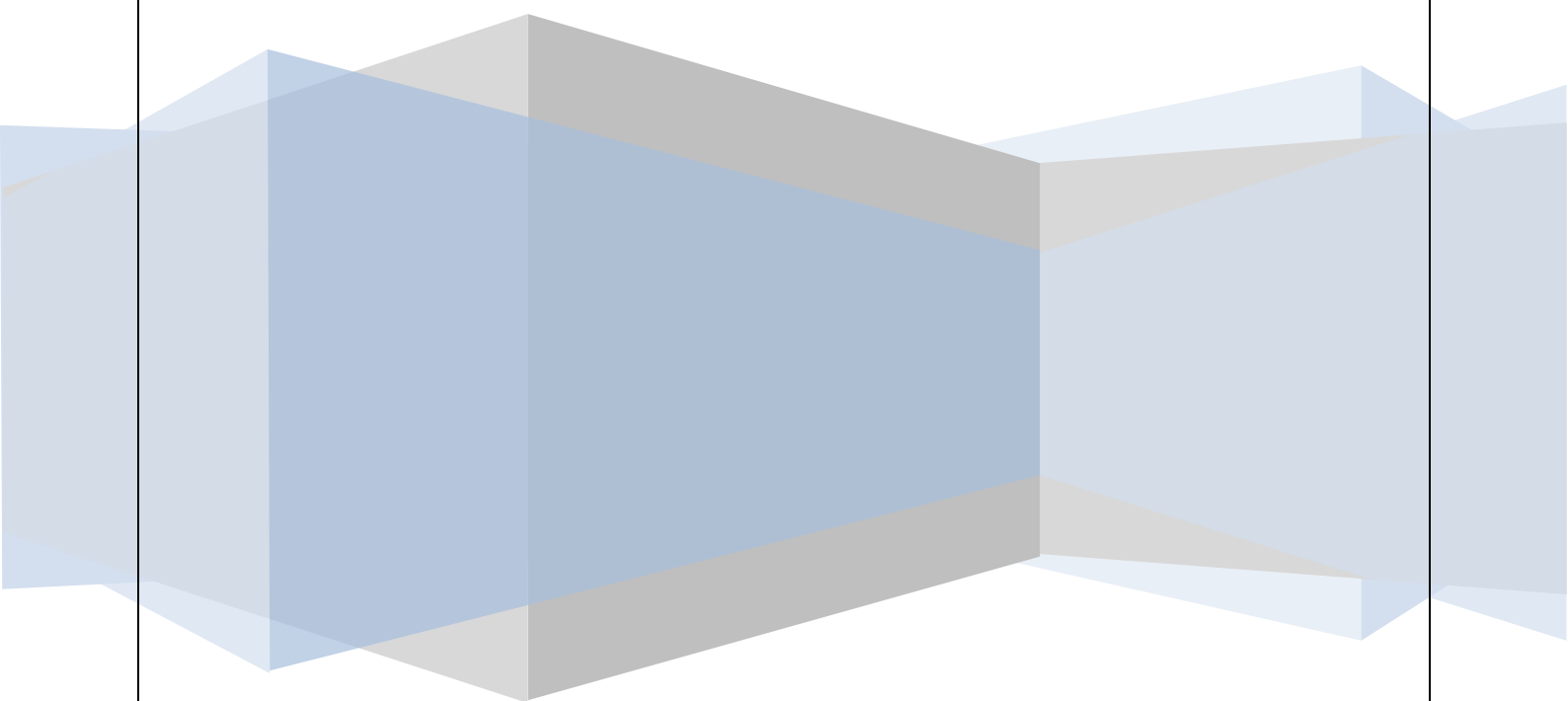
また、法改正などに伴う障がい者保健福祉施策の見直しなどに柔軟に対応し、国や道などの動向を見ながら、計画の弾力的な運用を行うとともに、障がいのある人の多様化するニーズを把握し、国・道や近隣市町との連携を図ります。

3 計画の進行管理

この計画の着実な推進のため、庁内関係課と連携しながら、毎年度、計画の進捗状況を把握し、検証を行います。

検証結果については、市の保健福祉施策に関し、幅広く意見などをいただくために設置している「深川市保健福祉施策推進協議会」に報告し、審議、評価をいただきます。

用語の解説



用語の解説(五十音順)

オストメイト（33 頁）

手術によって、人工的に腹部へ人工肛門や人工膀胱の排泄口（ストーマ）を持つ人。

居住系サービス（14 頁）

グループホーム、施設入所支援などがあります。

ケアマネジメント（14 頁）

障がいのある人の地域生活を支援するため、保健・医療・福祉のほか、教育・就労等を含めた幅広いニーズと地域の社会資源を結びつけるための調整を行うこと。

公共空間（32 頁）

公共の広場、公園、学校、駅、病院、図書館など、不特定多数の人々が利用できる空間のこと。

高次脳機能障がい（15 頁）

病気や事故などの様々な原因で脳が損傷されたために、言語・思考・記憶・行為・注意などの機能（高次脳機能）に障がいが生じた状態を指し、いくつかの高次脳機能に障がいが見られることが多く、個人によって見られる機能障がいの種類やその状態・程度が異なることから、「見えざる障がい」と言われている。

個別支援ファイル（20 頁）

保護者自身が子どものプロフィールや関係機関からの支援の状況等を記録し、必要に応じて関係機関に提示することによって、共通理解が深まり、成長過程に応じた一貫した支援が受けられるようにするために作成するファイルのこと。

周産期（16 頁）

妊娠後期から新生児早期までの時期のこと。（妊娠 28 週または胎児の体重が 1000 g に達した時から、生後 1 週間までの期間）。

障害者の権利に関する条約（1 頁）

障がい者の人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進、保護し、並びに障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする国際条約。2006（平成 18）年 12 月 13 日、第 61 回国際連合総会において採択され、日本は 2007（平成 19）年 9 月 28 日に署名をした。前文と本文 50 条からなり、教育、労働、社会保障など社会のあらゆる分野において、障がいを理由とする差別を禁止し、障がい者に他者との均等な権利を保障することを規定している。我が国は、平成 25 年 12 月 4 日に締結のための国会承認を経て、平成 26 年 1 月 20 日に批准書を国際連合事務総長に寄託。同年 2 月 19 日より本条約の効力を生じる。

障害者雇用納付金制度（24 頁）

障がい者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るとともに、全体としての障がい者の雇用水準を引き上げることを目的に、雇用率未達成企業から納付金を徴収し、雇用率達成企業に対して調整金、報奨金を支給するとともに、障がい者の雇用の促進等を図るための各種の助成金を支給する制度。

用語の解説

障害者試行雇用事業（トライアル雇用）（24頁）

障がい者を短期の試行雇用（トライアル雇用）の形で受け入れることにより、事業主の障がい者雇用のきっかけをつくり、一般雇用への移行を促進することを目指す事業。

※ 雇用期間 3か月間を限度

※ 奨励金 事業主に対し、トライアル雇用者1人につき、月4万円を支給。

職場適応援助者（ジョブコーチ）（24頁）

障がい者、事業主及び当該障がい者の家族に対して障がい者の職場適応に関するきめ細かな支援を実施することにより、障がい者の職場適応を図り、障がい者の雇用の促進及び職業の安定に資することを目的とし実施している事業。

障がい福祉サービス（2・5・13・15・17・38頁）

障害者自立支援法において、自立支援給付のうち介護給付及び訓練等給付の諸サービスのこと。内容については、下記のとおり。

種 類	内 容	
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用のA型と、非雇用のB型があります。
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います

用語の解説

自立支援医療（18頁）

障がい者等に、その心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療であって、次のとおり。

種 類	内 容
育成医療	障がい児（身体に障がいのある人に限る）の健全な育成を図ることを目的とし、生活能力を得るために必要な医療
更生医療	身体障がい者の自立と社会経済活動の参加の促進を図ることを目的とし、更生のために必要な医療
精神通院医療	精神障がいの適正な医療の普及を図ることを目的とし、病院又は診療所に入院することなく行われる医療

成年後見制度（30頁）

判断力が衰えたり、認知症の高齢者、知的障がい者など自分自身の権利を守ることが十分でない人の財産管理や身上監護を支援する制度。

地域生活支援事業（15頁）

障がいのある人が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により事業を計画的に実施するもの。

内容については、下記のとおり。

事 業 名	内 容
相談支援事業	相談支援 障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行います。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。 市町村に基幹相談支援センターの設置 地域における相談支援の中核的役割を担う機関として、総合的な相談業務の実施や地域の相談体制の強化の取り組み等を行います。
成年後見制度利用支援事業	補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である者を対象に、費用を助成します。
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度障がいのある人等に対し、自立生活支援や排泄管理支援等の日常生活用具の給付を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
その他の事業	市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。 たとえば、福祉ホーム事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、社会参加促進事業などがあります。

通級指導教室（21 頁）

小学校・中学校で、言語面・情緒面において軽度の障がいがある児童生徒に対して、通常の学級に在籍し、各教科等の指導を通常の学級で受けながら、その障がいを改善したり克服するための指導を、特別に設置した通級指導教室で行うもの。

特別支援教育（21 頁）

障がいを持つ児童生徒の自立と社会参加を支援するための教育 学校教育法の一部改正により平成 19（2007）年 4 月より実施。障がいの種類や程度に応じ特別の場で指導を行っていた特殊教育を転換し、通常学級に在籍する学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症等の児童・生徒も含め、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

特別支援学級（21 頁）

小学校・中学校・高等学校などに置かれる、教育上特別な支援を必要とする児童生徒のための学級。平成 19 年（2007）の学校教育法改正に伴い、従来の特殊学級の名称を変更して設置された。

ニーズ（1・13・14・15・17・21・28・38 頁）

必要としているもの・要求・需要

日中活動系サービス（14 頁）

療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援などがあります。

ノーマライゼーション（1 頁）

障がいを持つ人も持たない人も、高齢者も若者も、誰もが等しく家庭や住み慣れた地域で、お互いに人間として尊重し合いながら共に生きるという考え方のこと。

発達障がい（2・15・20・21 頁）

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。

ペアレントメンター（21 頁）

発達障がいを持つ子どもを育ててきた同じ立場の親が、診断を受けたばかりの子どもの親やさまざまな子育ての疑問を持つ親に対して、話を聞いたり情報提供を行うなどの相談活動を行う中で、発達障がいの子育てに悩む親たちの精神的な支えとなったり、適切な機関へつなぐ役割が期待される人材のこと。

ユニバーサルデザイン（5・32・33・37 頁）

高齢者であることや障がいの有無にかかわらず、全ての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

ライフステージ（38 頁）

人生の一生で過ごす幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のこと。